

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

令和8年6月30日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているグリーンローンを融資対象としていません。上記基準への適合性を審査本部・法人推進部にて確認しています。
- ・他の金融機関がアレンジャーとなって行う融資にシンジケート形式で参加する場合は、上記（1）の基準への適合性やアレンジャー等が行うエンゲージメントの内容を適宜確認しています。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているグリーンボンドおよびサステナビリティボンドに投資しています。上記基準への適合性を証券国際部にて確認しています。
- ・サステナビリティボンドについては、証券国際部において、グリーンプロジェクトへの寄与分を確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ローンを融資対象としています。上記基準への適合性を審査本部・法人推進部にて確認しています。
- ・他の金融機関がアレンジャーとなつて行う融資にシンジケート形式で参

加する場合は、上記（１）の基準への適合性やアレンジャー等が行うエンゲージメントの内容を適宜確認しています。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しています。上記基準への適合性を証券国際部にて確認しています。

5. トランジション・ファイナンス

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン
(環境省)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているトランジション・ファイナンスを融資対象としています。上記基準への適合性を審査本部・法人推進部にて確認しています。(トランジション・ボンドを裏付け資産としているリパッケージローンを含む)債券の上記基準への適合性は証券国際部にて確認しています。
- ・他の金融機関がアレンジャーとなって行う融資にシンジケート形式で参加する場合は、上記(1)の基準への適合性やアレンジャー等が行うエンゲージメントの内容を適宜確認しています。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「再生可能エネルギー関連プロジェクト向け融資」

以下の2つの要件をいずれも満たす融資であること

- ① 再生可能エネルギー関連プロジェクトを資金用途とすること
- ② 適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処していること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記(1)の基準については、審査本部内で審査本部長(役員)と協議し決定しています。上記基準への適合性は審査本部にて確認しています。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「環境配慮型設備投資融資（とくぎんサステナブル・ローン）」
以下の2つの要件をいずれも満たす融資であること
①資金使途が環境に配慮した再生可能エネルギー関連の設備資金であること
②適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処していること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記(1)の基準については、審査本部内で審査本部長（役員）と協議し決定しています。上記基準への適合性は法人推進部にて確認しています。

3. 類型その3

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「地域脱炭素に資する ESG 融資」
以下の2つの要件をいずれも満たす融資であること
①環境省の利子補給制度（地域脱炭素融資促進利子補給事業）の利用について執行団体（EPC）の承認が得られること
②適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処していること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記(1)の基準については、審査本部内で審査本部長（役員）と協議し決定しています。上記基準への適合性は法人推進部にて確認しています。

4. 類型その4

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（資金用途が限定されていない融資）

以下の4つの要件をすべて満たす融資であること

- ①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
- ②融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
- ③融資の実行期間中、融資先自身が KPI の達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ④融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして独立した適切な第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記(1)の基準については、審査本部内で審査本部長（役員）と協議し決定しています。上記基準への適合性は審査本部にて確認しています。

以 上